資料　2

入間市介護保険条例新旧対照表

改正案	現　行
（保険料率及び保険料の額） 第２条　令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5)　略 (6)　次のいずれかに該当する者　65,208円 ア　合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（令第22条の２第２項に規定する特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　略 (7)～(12)　略 ２～５　略 附　則 第１条～第10条　略 （令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定に関する基準の特例） 第11条　第１号被保険者のうち、令和２年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得又は同法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第２条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「令第22条の２第２項」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第	（保険料率及び保険料の額） 第２条　平成30年度から令和２年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5)　略 (6)　次のいずれかに該当する者　65,208円 ア　合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（令第22条の２第２項に規定する特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額とする。）をいう。以下同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　略 (7)～(12)　略 ２～５　略 附　則 第１条～第10条　略

33号）第28条第１項に規定する給与所得及び同法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第２項の規定によって計算した金額及び同法第35条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、令第22条の２第２項」とする。 ２　前項の規定は、令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和３年」と読み替えるものとする。 ３　第１項の規定は、令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和４年」と読み替えるものとする。	